

○財務省告示第三百四十七号

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）第四条の規定による改正後の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号。以下「新暫定法」という。）第七条の八第一項の規定に基づき、平成三十年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成三十年十一月二十八日

# 財務大臣 麻生 太郎

		新暫定法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量は、平成三十年度につき次の表の上欄に掲げる 税法施行令等の一部を改正する政令及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令の一部を改 る政令（平成三十年政令第二百四号）第一条の規定による改正後の関税法施行令等の一部を改正する 政令（平成二十九年政令第六号）第五条の規定による改正後の関税暫定措置法施行令（昭和三十五 政令第六十九号）別表第一の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。
二	一	関税暫定措置法施行 令別表第一の項名
		輸入基準数量

二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	十八	十六	十五	十四	十三	八	六	五	四	三
一六、二五〇立方メートル	三九三、二五〇立方メートル	二六、二五〇トン	一、一二五トン	一、二二五〇トン	○トン	○トン	二トン	一〇トン	六トン	二四、一一四トン	○トン	○トン	五九、九八四トン	一九六トン	一四七、五〇〇トン

三十五	三十三	二十九
一五、〇〇〇立方メートル	一、七五〇立方メートル	五六、〇〇〇立方メートル